

# 護衛艦いせ後援会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会は、第4護衛艦群に配属される平成21年8月21日進水した平成18年度計画13,500トン型ヘリコプター搭載護衛艦「いせ」の諸活動を理解し、今後、護衛艦隊の中心となり我が国の防衛に活躍する護衛艦「いせ」に対する支援協力を行うことを目的とする。また、阪神基地隊をはじめ広く海上自衛隊への支援協力もあわせて行う。

### (名称)

第2条 この会は、護衛艦いせ後援会と称する。

### (事務所)

第3条 この会は、事務所を加藤均総合ビル内(堺市堺区戎之町西1丁1番30号)に置く。

### (組織)

第4条 この会は、この会の趣旨に賛同する会員を持って組織する。

### (事業)

第5条 この会は、前条を達成するため、以下の事業を行う。

- (1)護衛艦「いせ」及び、阪神基地隊に対する支援協力に関する事
- (2)艦艇及び基地の訪問・研修など、会員と乗員・隊員との交流に関する事
- (3)その他、艦艇・基地の活動に必要な事業に関する事
- (4)会員相互の親睦に関する事(会員名簿配布等)
- (5)関係諸団体との友好に関する事
- (6)その他、海上自衛隊の各種行事の参加に関する事

### (会員)

第6条 この会の会員は、賛同する個人会員、会社・団体等の法人会員を持って構成する。

- (2)入会は、会員の推薦を得て入会申込書の提出をもって承認される。
- (3)退会は、会員の退会の意志を原則とし退会届の提出をもって退会とする。
- (4)会費は、次の通りとする。

|      |           |    |         |
|------|-----------|----|---------|
| 入会費  | 個人会員      | 一口 | 5,000円  |
|      | 法人会員      | 一口 | 10,000円 |
| 年会費  |           |    | 5,000円  |
| 当日会費 | 適時参加者が支払う |    |         |

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)理事長
- (4)理事
- (5)監事
- (6)事務局長

但し、会長は理事長を兼務する。

(理事の選任)

第8条 理事は会員の中から互選する。

- (2)理事長は、総会において理事会で選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する

- (2)副会長は、会長を補佐し、会長が職務にあたれない場合職務を代行する。
- (3)理事は、理事会を組織し、本会の運営にあたり重要事項を協議する。
- (4)監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第11条 この会に名誉会長を置くことができる。

- (2)名誉会長は、必要に応じ理事会はじめ会務に参加し、会務遂行に対し必要な助言を行う。

(顧問等)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

- (2)顧問は、必要に応じ会務遂行に対し必要な助言を行う。

### 第3章 会議

(総会)

第13条 総会は年1回開催し、会長が召集する。

- (2)総会の決議は出席者の過半数により決する。
- (3)総会は次の事項を議決する。
  - 1、事業報告及び収支決算の承認
  - 2、事業計画及び収支予算の決定

- 3、会則変更の承認
- 4、役員を選任
- 5、その他重要事項の承認

#### 第4章 会計

##### (経費)

第14条 この会の必要な経費は、入会費・年会費及び当日会費、その他の収入により支弁する。

##### (会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31までとする。

##### (資産の管理)

第16条 入会費、その他の収入金は金融機関に預けるものとし、会計は事務局が兼務する。

#### 第5章 細則（細則の制定）

第17条 この会の運営に必要な細則は、役員会の議決を経てこれを定める。

##### (附則)

この規約は、平成22年5月20日から施行する。